

## 平成29年度第11回常設審議委員会議事録

1 日 時 平成30年2月21日（水）10時開会 12時40分閉会

2 場 所 倉吉市 倉吉シティホテル

### 3 出席者

(1) 常設審議委員	20名／14名（出席者は別紙名簿のとおり）
(2) 鳥取県経営支援課 総合事務所農林局	中西課長補佐、岡本係長、河本主事 (東部) 坂東課長補佐、吉尾主事 (中部) 會澤主事 (西部) 平田主事
鳥取市農業委員会	岡本係長、川口主事
南部町農業委員会	亀尾事務局長補佐
倉吉市農業委員会	隅主任
湯梨浜町農業委員会	藤井事務局長
智頭町農業委員会	米本事務局長
日吉津村農業委員会	益田事務局長、齋古事務局員
江府町農業委員会	石原事務局長
(3) 事務局	倉益事務局長、森井参与、田中次長、岡田課長補佐

### 4 開 会（倉益事務局長）

おはようございます。

平成29年度第11回常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数を報告をいたします。本日は20名中14名の御出席をいただきました。運営規程第4条第4項の規定に基づく定足数、過半数に達しておりますので、本委員会が成立することを報告をいたします。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしくお願ひいたします。

### 5 上場会長挨拶

市町村の議会が始まった。今年は寒い冬だった。梨農家は作業が遅れている。ブロッコリーも圃場に残っている。

昨日、岡山県で中国四国9県の県庁の農地担当の課長と中間管理機構の理事長が集められて会議がありました。テーマは農業委員会との連携だった。松江市農業委員会は16地区に分割し、話し合いを進めている。農業委員16人を置いて推進委員2から3人でチームを組んでいる。推進委員の協議会があり、その結果は農業委員会本体へ報告する体制である。また活動に応じて報酬の支払いをする仕組みであった。改選前から何をやるか議論し、体制を整えている。総会で報告したい。我々はどうするか考えてもらいたいと思っている。

全国農業会議所の会長会があった。国会には8本の農業関連法案が提出される。

土地改良施設が痛んでいる関係では、暗渠排水が痛んでいたり、農道が狭いものをどうするかが課題である。

5条案件は3件で少ないので、前月のソーラーの整理をしたい。

この会終了後に理事会を開催します。

### 6 議事録署名委員の決定

議長 議長から指名させていただきます。

(上場会長) では、三朝町の山本会長さんと、日吉津村の齋下会長さんをご指名いたします。

## 7 報告事項

(1) 先月の農地転用許可の状況について  
県経営支援 (資料1により説明)

課  
議長 先月の太陽光について、いろいろ議論したわけですから県が権限庁として2件許可したことを報告してください。

(2) 先月の営農型太陽光発電設備の一時転用更新事案(日吉津村、鳥取市)について  
事務局 (資料2により説明)  
(質問なし)

議長 指針の案を農業会議で作ったが、これは許可権者がするものでないかと考える。

(3) 県内の営農型太陽光発電設備における営農状況について  
県経営支援 (資料3により説明)

課  
恩田副会長 先般、西部の会長会・事務局で、日吉津村で現地研修会をした。一番に囲いがなかったので危険を感じた。発電所は囲いが基本原則。隣は荒廃地だった。改めないといけないところは改めるようにならねたい。西部9市町村は、これからは一つの考え方でやっていくことを確認した。

議長 昨日、農政局で担当と話をした。農地の最適化というフレーズで見ていくが、山側の農地に戻らないところは山にかえす。

集落周辺は、雑事畠だったところは、水も来ないし、おばあさんがやめると荒れる。農振の青であり転用もできない。ソーラーは電線が要るので集落周辺のつくれない農地になる。鳥取市古郡家はちょっと高台になっていて水がこないので困っていたところでした。これから営農型太陽光発電設備の7カ所を回ってみたい。日吉津村も家が建たんが、水がこないところで困っているところです。営農型でなくても光の反射、安全性などの確保の基準が曖昧なので審議に困っている。国で明確にしてもらいたいと話をした。担当者は、そのとおりであり、きつめにしたいと話していた。業者そのものの責任もあるが、それを許可したものにも責任がある。どういう条件で許可をし、どういう指導をしてきたかで一方的に悪いということではない。許可をされる県がどういう責任認識で許可をされるのか、指導する側にも責任がある。

3月23日に農政局に米子に来てもらい事務方で検討したい。現地確認は小面積でも現場を見て検討することが必要と考える。常設審議委員会のやり方についても検討したい。その結果は、またご報告させていただきます

長谷川副会長 3月23日の検討会をもとに、マニュアル、ガイドラインが作られていくのですね。

議長 農業会議で案は作ったが、これは権限庁の県が作るものだと考えていいので県で整理し作っていただきたい。

## 8 審議事項

## (1) 農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

事務局

(資料4-1、資料4-2により、農業委員会総会付議事案(平成30年2月)を説明。)

(4条事案はなし。5条は30aを超える説明事案なし、営農型発電施設事案を鳥取市農業委員会が説明。一覧表事案は事務局が説明。)

### 【鳥取市の事案】

恩田副会長

8ページをごらんいただきたいと思いますが、説明の中では、ワイドメッシュをへりのほうに張るとおっしゃったわけなんですね。ここから見ると、何も張るような格好で図面上は描いてないということですが、口頭で言っても残らんわけです、議事録があるけん残るかもしねんですけど。皆さんおられるわけだから親切、丁寧にきちんとこういうことで、太陽光発電は柵がなければならないけんだと言うなれば、その柵の状況なりなんなりを書かれるのが当然じゃないかな。それが1点でね、会長さん、もう1点、この3,500枚という数字が出とるわけなんですね。そうしたときには、これ最初見ますと、216万以上の資金。これ、どげなことの216万円以上なんて、これは1億になつてもいいわけだな。最低が216万なら、1億もあるだか大体に、極端な話が。わしは、この間ちょっと産廃業者から聞いたら今、これを処理するところは、今のところ広島しかないそうですわ。それで、1枚5,000円ぐらいするそうですよ。そげると、見積もると3,500枚、1億5,000万ですね。いいかげんなことばっかり、あんた、216万以上なんて、いいかげんなこと書いたらいけんです、何ばなら何ばって、金のことは書かないけんでしょう。それをちょっと、2点だけ、最初お願ひします。

鳥取市農業委員会

まずは侵入防止の柵についてですけども、先ほど御指摘をいただいた資料8ページの部分だけではちょっと非常にわかりづらいということで、申しわけないです。資料7ページの中間図をごらんいただくのが一番よろしいのかなと思うんですけども、申請地としましては、基本、ほぼ正方形のような形になってはいるんですけども、この申請地の北西側の尾根のちょっと下の突起といいますか、三角形のような形になってはいると思うんですけども、こちらのほうに、この資料8ページの右下あたりに記載をさせていただいた農業用倉庫ですとか進入路という部分がありまして、基本的にはその申請地の外周をぐるっと囲むような形でこの侵入防止の柵を設置をしていただいているところにはなります。今後はそういう資料もあわせて添付をさせていただこうと思います。

議長

今あるわけだね。

鳥取市農業委員会

今現在、設置をされています。高さが2mです。

撤去費用は、そこまで、そういう産廃業者であったり、そういうところまで情報収集といいますか、撤去費用にかかるのが正味のところどのぐらいのものなのかということは、私の勉強不足でもありますし、ちょっと業者さん、撤去費用に係る見積もりをまた別の業者さんのほうに見積もりを取得をしていただいて、それをもとにこの216万円というものを算定をしていただきましたので、こちらのほうでその見積書をもって根拠とさせていただいて、この216万円というものを記載をさせていただきました。今後は、先ほど御指摘をいただいた1枚

大体5,000円ぐらい撤去費用にかかるという、産業廃棄物の撤去に係る費用ということで、そういったことを念頭に置きながら、業者のほうにもそういったものをお尋ねをさせていただいて、そういったところで調整をさせていただこうかなと思います。

議長 待て待て、待て待て、そげなことをここであんたが1人言つたっていけんだがんな。それは、200何ぼというのは、見積もりは誰がとったわけ。

この申請者が誰かに、見積もんなつたわけだね。  
その見積書はあんたとこへ来とるの、来てないの。

鳥取市農業委員会議長 今、手元にあります。

鳥取市農業委員会議長 それは、パネル1枚が何ぼという見積もり。

鳥取市農業委員会 そういうところまでは記載はされてないんですけども。  
この申請地に対しての設備の撤去費用のトータルということで216万円ということで。

議長 それで、その話の前にな、これ、転用は80m<sup>2</sup>ほどなんだけど、このソーラーの全体は何m<sup>2</sup>あるわけ。

鳥取市農業委員会議長 パネルのトータルの面積としては、資料8ページの左下のところに記載をさせていただいております。四角で文章が書かせていただいているものが3つあるかと思うんですけども、このうちの左下の部分の一番上に、栽培部分面積ということで書かせていただいているところの、もう一つ下の行になります。太陽光パネル面積ということで記載をさせていただいております。パネルとしては1枚当たり1.23m<sup>2</sup>が、これが3,500枚の太陽光パネルが設置されているということで、トータルで4,305m<sup>2</sup>になります。

議長 だから、約4反半のソーラーがあって、そのうちたった80m<sup>2</sup>が畠だつちゅうわけだ。

山脇委員 一時転用の支柱とかフェンスの面積が80m<sup>2</sup>。  
全体は4,305m<sup>2</sup>ということです。

議長 だけん、この260万がどの部分の撤去費かということもある。

山脇委員 済みません、倉吉でここに載っております資料3の小鴨ですけども、リノベートアグリの。これが9.8m<sup>2</sup>で、実際が水田の661m<sup>2</sup>なんですよ。ここで最初にお出ししとるほうが、倉吉市農業委員会で出していただいたのが、撤去費用をちゃんとしなさいということで出た数字が2,000万円です。ですから、こんな大きな面積で216万ちゃな、そんなでたらめな数字はないと思いますよ。倉吉のこの661m<sup>2</sup>、9.8m<sup>2</sup>だけでも2,000万かかるということで、うちはその2,000万を資金調達を確認して許可出たわけです。ですから、このものがきちんとされないと許可は出せないと思います。以上です。

議 長

中西さん、こういうことで、営農型太陽発電はすごく漏れもあるし、いろいろあるので、3カ月早く出してもらって間に合うようにつちゅうことをお願いしたんだけど、次々迫ってきとて期間がないけどな、ほかにもこれから出てくるんだけど、どうするだ。また今日ここでいい悪いが、決着できんで、また会長一任かや。

山本委員

私のちょっと私見と、それから他県から聞いたことがあったもんで、この撤去というのと中身の振り分けがどうも捉え方が違うところがありまして、今ここにある品物を別の場所に持つて出るだけの移動の費用と、それから、これを産業廃棄物として処理する処理費用とは別の考え方で算定するところもあるです。ですから、その辺をはつきりと、こういう会議なり、県なりで指導してもらうべきじゃないかとは思うんで、ちょっと私の意見ですけど。

議 長

わかりました。大変ごもっともな御意見をいただきて、ありがとうございます。

中西さん、そこらはどうなの、何か基準とかがあるのか。

経営支援課

移動費用ですね、ほかの移動費用で出されたところはあつると思いますが、ここだけではなくて。ちょっとその処理費用で、先ほどの計算でいきますと1億5,000万ぐらいですか、かかっている、済みません、あくまで事例みたいな話で申しわけないんですけども、事例としてはちょっと承知してないです。

一応、倉吉さんは2,000万円ということで当初許可されたそうなんですけども。国のほうからも、その処理費用を出せというようなあれはなかったと認識はしています。

高西委員

この前もわし、ちょっとここで話したと思うんですけど、まず、県の職員も、それから各市町村の農業委員さんも、それから会長さんも、全部とはいいませんけど、不勉強だと思うんです。業者が言われたことをそのまま信用してなにしちょうなあけん、こういう結果になあだ。恩田会長が調べて、1億何ぼかかるって言われるのは、これは当然だと思います。なぜかといいますと、パネルの中には水銀や鉛や重金属が入つとるわけですわ。

それで、今、どなたかが言われたけども、パネルが設置してあるところから、20年間経過したけん、ほかの場所に移動するってって、それは簡単に移動になるわけじゃないだ。それは、その重金属の含まれているパネルをきちんと適正に処理をして始末せないけんけん、だけども、業者はそげなこと言うと金がかかるので、余り言わんわけですわな。

それで、もう1つは、20年間って長いんですけども、実績がないわけですわな。みんなが、特に業者、事業者、メーカーも都合のいいことばっかり言っておるわけですわね。皆さんも御存じだと思いますが、太陽光発電の売電価格も今年からは18円になりましたわね、3円下がって。まだ国は下げるって言ってます。そうしますと、そういうことをきちんと業者よりも勉強して、その上へ行かんと、業者やメーカーの言うことをはいはい、はいはいって聞くからこういう結果になると思うんですけどんな。もうちょっと、我々も含めて、勉強をして、申請者の上をいきて、いろいろ聞いたり、それから、いけんものはや

やっぱりいけんということをきちんと言って、農家の方の、寄り添った仕事をしていかんといけんじゃないかと思っておりますけども。わしなんかはもういつもそげ思って、米子市ではいろいろ相談がありますけども、営農型のメガソーラーは、こういうことだけん、本当にできるかということを申請者に話して、大体やめられます。いや、そげなことだったらということをね。やっぱりお互いにもうちょっと勉強をして、先でいろいろ問題の起きんようにやっていかんじやないかなと思っております。

議 長

原発の立地とか、いろんな難しいものがたくさんありますけども、やみくもに全部反対するわけではないにしても、今おっしゃいますように、こういう審議とか許可の前提の話し合いというのは、性善説で見るか性悪説で見るかということですね。もしもだめだったときにどうしますかということで議論してゐるわけですから、今、高西さんがおっしゃるように、一度は立ちどまったり、考えてみるためにありますから、そこは大事なことじやないかと思いますので。これ、今は、この根拠もわからんしということですな、全くな。

大体議論はそういうことかと思いますが。

足立委員

細かいことなんですけども、転用面積ですが、前回のときの分は61.74という数字で、今回は80.41ってなってますけど、これは一緒の面積じゃなくてもいいんですかね。

鳥取市農業  
委員会

済みません、それではお答えをさせていただきます。以前、資料3のほうで記載をされている転用面積としては61.74ということで、当初、平成27年の3月に許可をさせていただいたときには、この61.74m<sup>2</sup>ということで、転用面積ということで許可を出してはいるんですけども、このたびの申請に当たって、もう一度、再度転用面積を計算し直したところ、この61.74っていうのは、太陽光パネルの支柱部分の面積と、あとパワーコンディショナーですとか、そういう附帯設備の敷地の面積しか、その2つだけが入っている面積がこの61.74になります。実際、今回計算をし直してみると、外周のフェンスの面積が入っていなかつたので、その外周のフェンスの面積を足したもののが今回の常設審議委員会の説明資料ということで記載をさせていただいている80.41になります。

議 長

そこは更新のところと新規の追加のところがあるわけだが、それはやっぱり最初にちょっと話さないけんところだわな。それは言わんと、余りにもいけんわな。農業会議のほうもちょっとチェックが足りてなかつたかもしれません。

ほかに御質問等ございませんか。

恩田副会長

最初に7ページを見てもらうと、説明の中でいびつな、突起したようなものがあるわけなんですが、それで、8ページを見させてもらいうと、農業用倉庫となっておりますが、これはどげなことかな、大体。農業用倉庫は農業用倉庫で出されないけんじやないかな、それは。一緒に考え方で一時転用の中で出されたっていけんじやないかな。その辺のところの感覚はどういう感覚でおられるのか、説明願いたいと思います。

- 鳥取市農業委員会 今回、転用面積ということで書かせていただいたのが80.41m<sup>2</sup>ということで、先ほど御指摘をいただいた農業用倉庫の分に関しては含めさせてはいただいてはいるんですけども、これが、福部町の合併前のお話にはなってしまうんですけども、こここの農業用倉庫を建設されるとということで、そのときに既に許可をさせていただいておりますので、今回の分としてはあくまで別で、転用面積ということで上げさせていただいております。
- 恩田副会長 意味がわからんな。あんた言われたのは、7ページの中で、突起したところに倉庫があるというやなことをおっしゃったんですよ。なら、この倉庫はどこにあるのか、倉庫の位置は。
- 鳥取市農業委員会 7ページの中でいきますと、非常に見にくくて申しわけないんですけども、この申請地の北西側の、ちょっと三角形にとがった部分があるかと、突起した部分があるかと思うんですけども、ここに小さく四角いような線が入ってると思いますけど、位置としてはこちらです。
- 恩田副会長 それはわかるで、それはわかるけど、そん中に入っとるだあが、申請地っていう中に入っとるわけだがん、全部の中に、申請地と。
- 鳥取市農業委員会 申しわけないです、これ筆としてぐるっと囲わせていただいたのが、この赤い太枠で描かせていただいた、申請地ということで描かせていただいたので。
- 恩田副会長 だったら、申請地もこの農業用倉庫の中に入っとるっていうことだがん。  
おまえやちゃ、農業会議へこれ出いて、いいかげんなことばっかり出すじやねえかや。見いもんは見とうだで、みんな。あんた、申請して、突起したところも含めて話しあうがな、出いとうがな。  
会長さん、いかが思いなあかね、大体に。わしやちゃ、虚偽なことを協議しあうだかな。
- 議長 大筋はそう間違ってもないかもしれんし、また、だまそうとも思つてもないかもしらんけどな、ちょっとぐすいわな。脇が締まつとらん。スキーなら転倒するわ。今指摘があったように、やはりこれは公式の場だし、一筆だらうと、1円でも2円でも人のものを取っちゃいけんと同じことで、そこが合わんと、やっぱり縦横が合わんが。だから、これはもう、そこは一番大事にしてほしいな、事務方としてはな。  
いいでしょうか、今後励みますということで。会長さん、そういうことで。
- 恩田副会長 いや、きちんとしたもん出いてもらわなければ、それは。
- 議長 一応、差しかえはしてください。  
あと、ございませんか。  
なければ私のほうから。サカキの生育状況の話なんですが、私、実は日吉津の砂畑でつくって失敗して、枯らいてしまいました、肥やつて、水やつて、早う大きにしようと思ったら、もう枯れてしまいまし

て。苗は店から買ったわけですけども、笑われまして、福部の砂丘畑にどこから苗買ってきてどう植えなったか知らんけどもな、黒ぼくで育つところ、田んぼで育つところ、畑で育つところ、違うだがん、それぞれ。また苗も系統があって。それで、その造園技士さんが見て、順調ですよと言って順調だかもしらんし、順調じゃないかもしらん。それから、まして、普及員さんもあんまりわからんかもしらん。それで、誰かが言ったから大丈夫でなしに、本当に福部の砂丘で育てて、できてきたでと、もうちょっとようにすりやどうかいなという姿勢がないと。冒頭言ったように、緩くしてしまうと、何ぼでも緩くなるだがん。本当に誠心誠意このサカキが大きくなるように、造園技士さんも普及員さんも見守ってくださいよと、それだけです。それだけがこの営農型の肝になりますので、そのところはね。今度は、この会が済んだ後は、県知事から権限移譲を受けた市町として、これを許可したらんといけんだけんな、鳥取市は。その条件はそのことですよということを申し上げておきたいと思います。普及員さんの意見がついとつてよかったですとは思いますが、よろしくお願ひします。

経営支援課

済みません、先ほど撤去費用の県の見解で、具体的な説明ができませんでしたけど、若干補足させて説明させていただきますと、農地法上、農地につきましての判断になるので、その農地を復元できるかどうかという形の観点になりますので、その農地から、パネル自体が撤去されればいいと、農地法上はそれで満たされるという、原形を、農地に復元されたということが満たされるので、あくまで撤去される費用を見ればいいと。ただし、農地法、言われたとおり、後々、産廃処理みたいなことが出てきますので、それにつきましては、その処分につきましては別法といいますか、産廃の処理法の法律とかがありますので、そういう範囲で、県でいいますと、例えば生活環境部でありますとか、そちらのほうが適切に指導をしていただくという形になるということですので、あくまでこちらのほうのサイドとしては、撤去費用というのは、その本当に撤去にかかる費用のみを審査すればいいという考え方という立場でございます。

議 長

3月の下旬に国と行う協議では、最終的な撤去までが頭に含んでないと。■さんは、県の役人はそれでいいんだけど、現場で相談に乗る農業委員会やら生活者としては、やっぱり最終はどうかまで知っておかないと、なかなかつらいところもあるので、国のほうとも相談をして、もう少しあかるようにはしたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。農地法制上はそういうことなんだな。

小林委員

さっき恩田会長のほうからお話をありました、ちょっと飛び出たところどうこうというのがありましたですわな。わし、きょう黙っておりましたけども、これについては、当時、福部村のときに農業用施設は建ってあったでしょう。ということは、農業用施設としての申請をして手続をやってなかつたと、だからやむを得ず三角のとんがりも一緒につけて、今回の図面に出したりうと、私はそういうふうに感じ取つたるわけだ。そうでしょうが。そうだろうがな。

鳥取市農業  
委員会

そのように思われてもいたし方ない。

小林委員

それだったら補足で、さっき言ったように、こうこうこういうことで申請がしてなかつたと、このものを申請するようにやるかどうかについては、もう20年近くもたつとるだろうと思うだ。そうだろう。だけん、そのあたりの説明が不足しとるんだろうというふうに思つとるし、それから、さっき会長のほうからも話がありましたが、日吉津でヒサカキをやつたら枯れましたと。先月も私は言つたと思うだ。必ず砂丘地においては、かん水施設がなかつたら枯れます。ですから、その手当でも十分対応するようにしてあるのかどうかといふことも検討しながら説明されなきや、私はだめではないかといふうに思つとるところですけど。まだいろいろあるけど、そのあたりで。

長谷川副会長

この営農型発電つちゅうのは物すごくややこしい問題があるわけでございまして、とりあえず3月の24日に国、そういったところと検討会をするんだということなんんですけど、じやあ、それまでどうするんかつていうことですよね。3月の21日にまたこういった事案が出るだろから、そういうときにはどういうふうな対応をするのか。それから、農業会議がどういった立ち位置にあるのか、こういった許可問題に関してね。そういうところをもう一遍確認をせないけんじやないかといふうに思うわけでございまして、撤去費用、その積算根拠なんかでも、かなりこの委員会の中で話をしても、答えの出るような話じやないと思うんです。だから、こうしなさいとか、ああしなさいとか、しっかりとしたガイドラインをつくるていただく。そして、そのガイドラインの中に農業会議がどういうふうな立ち位置にあるのかということをもう一度会長さんほうも指導をちょっとしていただきまして、その辺のところを確立していただきたいなといふうに思ひます。一つそのあたりのところが営農型発電の大きな根底の問題でないかといふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、この事案についての処理をどうするかということに議論を尽くしたいと思います。いかが計らいましょうか、御意見を伺いたいと思います。

恩田副会長

会長さん、今、小林会長がおつしやつたように、こういうずさんなことじやだめなんですよ。ついでだからこのものも入れてなんちゅうのは、これはこれとして取り扱つてもらわんと、我々の会議の意味がないですがな。だまくらかいちやつたわ、よかつたわっていう格好で、虚偽のことを出して。こういうものが公的な機関の話に、ならんです。あんた、詐欺罪と一緒にで、言い方悪いかもしけんけど。だまくらかいとうでしようが、我々を。小林会長がそげいって言つだらうがなって言って、あんた、白状したがな、きちつと。そういうことをこの会議に出すこと自体がおかしいです。それを審議をされた経営支援課というか、そういう方々も、それもおかしいですよ。現場をきちつと行きて見られて、農業会議の方もね。鳥取市の農業委員会ばかりを信用してはだめなんですよ、もう。言い方悪いかもしけんんですけど、鳥取市だけですよ、こういうのが出てくるのは。鳥取市と南部町は県から委託を受けるわけなんですね、許認可権を。あんたとこは、ほんなら、間違つたやつをばんばんばんばん出いても通るですよ、3条でも何でも。だから、うちの南部町は気をつけなさいと事務局にも言つてますし、農業委員会自体も言つてますがな。その辺の

ところを、会長さん、いかがに思っておられるかな、会長さん自体もおかしいじゃないかと思うです。言い方悪いかもしらんですけど。極端で。

議 長

長谷川さんからありましたように、我々の立ち位置ということになりますが、冒頭申し上げましたように、許可をする権限を持った人は、小さな事案であれば農業委員会ですけども、ここに係る事案は知事、もしくは鳥取市長と南部町長ですね、権限は。したがって、許可をする前に、そういうことに詳しいというか、知見を持った我々が委員として御意見を申し上げるという立場ですから、やはり許可をする人が責任を持って一生懸命されないと、行政全部が成り立たなくなりますね、信頼性が。だから、この会で何ば立派な意見を言っても、許可をする立場のお役所が、ずさんだともうどうにもなりません。我々が意見を言っても届かんことになってしまいますね。その、結局、行政をつかさどる立場としての責任感や誠実さや、それがないと成り立ちませんよね、世の中が。

それで、さっきの小屋の話は説明されたときに、昔の福部村で処理が終わっているので、今回、何げなく地図はぐるっと回したけれども、そこで処理が終わってるんですといったように僕は見とったんだけど。ところが、小林会長からの指摘は、それも終わってなかつたんだろうと指摘されて、認めちゃったんだけど、どっちが本当なの、そこは。

鳥取市農業  
委員会

手続としてはされてるんですけども、つくらせていただいた中間図の、これだけを私がつくらせていただいた。

小林委員

いやいや、だから、今、そのほうちゃんとしてあるだったら、今日の説明の中で不足しとるわけだから、一応許可を出したやつの裏づけもちゃんと持つて出るのが普通だろう、そうだろう。

鳥取市農業  
委員会

確かに済みません、資料としては、ちょっと本日は御準備はさせてはいただいてないんですけども、福部村の今現在の、市役所の福部町の総合支所に当たるんですけども、旧福部村役場のほうで今回こういった手続が既に完了しているということで御確認をさせていただいたに、ととどめてしまったんですけども、書類としては御準備はさせてはもらっていないんですけども。

小林委員

それだったら、何でとんがりつくるだい。それが施設で許可出とったら、そこを外いた形の中で、真四角のものを出してくるほうが、きょうの会議の資料じゃないの、何でせなんだだい。

鳥取市農業  
委員会

はい。あくまでも筆の形で図面をつくらせていただいたほうが、よりわかりやすいかなという勝手な判断にはなるんですけども、純粋な筆の形としてつくらせていただいた。

議 長

いや、それはあんた、事務をする人の一丁目一番地の話で、それは、会長さんもおられますけれども、山口会長、そこがずれてますと、いいだ悪いだ言えんなっちゃうんだけどな。やっぱり許可が済んどるだな、そこは。それだから、図面も、そこ終わったところは終わった、それが地番が何で、何m<sup>2</sup>っていうことで線を引かんと、どこを許可す

るかが全然見えんじやないの、それは。

鳥取市農業委員会議長 はい。おっしゃるとおりだと思います。以後は気をつけますので。

山脇委員 いや、以後じゃない、今回。

山脇委員 3年前に出して許可とったときの図面があるでしょう、何でそれ、かえないけんだけ、はっきり言って。27年度に出しとるでしょう、継続でしょう、これ。そのときの図面とは違うの。

鳥取市農業委員会議長 同じものになります。

小林委員 三角のとこのとんがりは、会長に一任するかで一応線引きして、何 $m^2$ ということをきっちり出して、差額部分が三角のとんがりだけん、そういうふうにちゃんとして処理を整理して、それで一応確認していただいて通すとか。

山脇委員 本来からいうと、いいですか。ここでフェンスの図面描いて、柱がこことここと何本入って、柱の部分が何 $m^2$ 農地として一時転用になりますよということを示さないけんだけ、これ。それが示してないからわからん。いいかや、ちゃんと、こがにすれば説明せんでもわかるがな、図面に描けば。

議長 そういたしますと、私、きょうの夕方、鳥取に参りますので、現場も見、また今の図面も、最初のものも確認し、小屋のことも確認をして、また御指導を申し上げたいと思います。それを前提としてどのように扱うか、ご意見いただきたいと思います。

恩田副会長 会長さん、しつこいようですが、小屋がこの中に、一時転用れの中に入つておれば、ほんなら、3年後には撤去してもらわなけんですよ、極端な話、一時転用の中に入つておれば。そうしますと現況復帰ですから、一転は、その撤去をしてもらって、現況復帰してもらわなけんですよ。そぎやんことがわかつちよつてこげなこと出されたかな、大体。

議長 実にいいなと思って聞いておりました。実に原理主義的に厳密に妥協なく指導してもらうのでありがたいことありますが、わかるかな、言っておられることをね。

だから、非常にぐすい資料になつてますので、それは全部修正をして、また資料は出していただきたいと思います。

それでは、その資料が整つた上でないとまた判断もできませんので、形式的には、会長としましては、前回と同じように、会長に一任するということにしていただいて、きょうの夕方、指導をさせてもらうということでおさんにお諮りをしたいと思いますが、いかがでござりますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それじゃあ、恩田さん、御不満も多々あろうと思いますが。よろしくお願ひをいたします。

ということで、今度からはこういうことがないように心して向かいたいと思います。

高西委員

済みません。県の█さんっていうんですかいね、あんた、もうちょっと勉強しならないけんわ。県の産廃の担当者によく聞きない。20年経過して、そこの場所から撤去する費用だけって言われえけどね、その設置してあった敷地から、そういう重金属の入ったメガソーラーを処理業者に処理してもらうまでに、ほかに撤去するっていっても、簡単には撤去できませんで。それ何でかというと、そこに置く仮置き場の許可もらわな置けんわけですわ。もうちょっと勉強されないけんって、いつも言うけども、この間も日吉津の現場でも言ったけども、あんたはけえ、言いわけばっかりしどうなるがな。いけんところはいけん、それで、気がつかんとこはつかん、気がつかだったけん勉強するけんと、もうちょっと素直に言いない、素直に。以上。

#### 【30a以下の事案】

(意見なし)。

議長

案のとおり意見なしということでよろしゅうございますでしょうか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)  
ありがとうございました。  
それでは、そのように決しました。  
以上で審議が終わりました。

9 その他  
事務局

次回は3月20日(火)、白兎会館で開催します。3時からは臨時総会を開催します

議長

以上で、会を終了します。